

## 延長保育の利用について ーご利用の注意ー

延長保育は、仕事で遅くなる等、やむを得ず通常の保育時間に送迎できない場合にご利用いただくものです。

延長保育利用には、事前に保育所に「時間外保育申請書」の提出が必要です。

次のような場合はご利用いただけませんのでご注意ください。

- ① 産休・育児休暇中。
- ② 保護者の病気療養や介護等の理由で児童が保育所に通所している方で、病院通院などの用事の無い場合。  
(通常の保育時間に迎えに来られない特段の理由が無い限りは、ご利用いただけません。)
- ③ 勤務終業後、買い物や家事を済ませてからのお迎え。
- ④ 勤務休みの日
- ⑤ 同居の保護者など、送迎できる方がいる状況でのご利用

延長保育児童が増加することにより、保育士の勤務体制にも影響しています。

正しいご利用のために、勤務状況等を確認させていただきますが、必要に応じて職場に確認させていただくこともあります。

緊急・突発的に延長保育が必要になった場合や、申請のお迎え時間に間に合わない場合は、必ず保育所にご連絡いただきますようお願いいたします。

延長保育の正しい利用について、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先  
鴻巣市役所保育課 保育担当  
TEL 048-541-1321 (代表)  
(内線 2641・2642)